

埼玉県立嵐山郷ESCO事業提案募集要項に関する質問及び回答

	質問	回答
1	本事業はPFI事業によるBOT方式とし、事業者は、契約期間中、自らの責任でESCO設備の保守・運転管理を行うとあります。通常、ESCO事業において、定例保守点検はESCO事業者が実施し、日常保守点検は従前どおり指定管理者等が実施します。従って、ESCO事業者が日常保守点検や運転管理を行う管理員の常駐までは求めないといことでよろしいでしょうか？	提案によります。ただし必須事項ではありません。
2	事業者は、ESCO設備及び既存設備等に関する運転管理方針を示すとの記載がありますが、既存設備等とはどのような設備をお考えなのでしょうか？ESCO設備に関連しない設備まで運転管理方針を示すことは困難であるため、貴県との協議において既存設備等に関しては範囲を限定（ESCO設備の導入により波及する設備など）していただけるものと解釈してよろしいでしょうか？	ESCO設備と機能上緊密な連携があるものについては必須とします。その他設備については提案によります。
3	事業内容において、「事業者は、適切な計測・検証方法を導入し、県の利益及び省エネルギー・省力化効果を保証する」とありますが、本来、ESCO事業は省エネルギーの結果として光熱水費削減額の保証を行うものであり、一次エネルギー量等自体を保証するものではありません。これは、光熱水費削減額及び維持管理費削減額の合算額の保証という解釈でよろしいでしょうか？	募集要項のとおりとします。
4	事業概要における事業者が行う業務範囲として、「工事に関連する全ての手続き業務及びその関連業務（省エネ法の手続き等）」との記載があります。ここでいう「その他関連業務（省エネ法の手続き等）」とは具体的にどのような業務を指すのでしょうか？具体的にお示し願います。	省エネ法第75条による届出など工事実施上必要となる関係諸官庁への届出すべてです。
5	応募条件における応募者について、「グループで応募する場合は、事業役割を担い、契約者となる代表者1社を選定する」とありますが、契約書上、貴県が「甲」となり、事業役割を担う企業が「乙丙丁」等として記名捺印する契約書での契約締結は可能でしょうか？また、その中で、代表事業者以外（事業役割のうち1社）が貴県からのESCOサービス料の支払いを申受けることは可能でしょうか？	可能です。
6	本ESCO事業において、ESCO事業者が金融機関からの間接金融を介する場合、リース会社等の金融機関を事業役割として選定することは可能でしょうか？	可能です。
7	建設役割において、建設業務をすべて実施するものとして、埼玉県内事業者又は県内事業者を含むものと記載されています。一方、P13に省エネルギー改修に係る補助金申請の記載があります。補助金によっては工事会社を3社以上で競争入札実施の上、選定する必要があるものがありますが、本募集要領の主旨から競争入札を必要とする補助金は対象外と解釈すべきなのでしょうか？	応募条件のとおりとします。
8	事業役割が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書を県に提出するとありますが、合意書に入念事項として記載すべき事項は連帯保証条項以外にあるのでしょうか？また、参加表明における提出書類に「契約書又は覚書等」との記載がありますが、この契約書又は覚書において連帯保証条項を明文化した場合、合意書と同等のものとして合意書の提出を省くことができるものと解釈してよろしいでしょうか？	応募条件のとおりとします。
9	ESCO提案の募集及び日程において、現場ウォークスルー調査の日程を示していただいておりますが、この現場ウォークスルー調査の後に、再度質問を受け付けていただけるものと解釈してよろしいでしょうか？	質問は書面にて受付ます。

10	参加表明における提出書類の中に、「ESCO関連事業実績一覧表」及び「ESCO関連事業実績契約書（写し可）」との記載がありますが、この両方の書類については、事業役割を担う事業者のうち1社分の実績表等のご提出でよろしいでしょうか？	そのとおりです。
11	公募条件としての省エネ率・削減額・必須の設備改修等の記載がありません。本件についてはこれらのESCO事業の目標となるべき公募条件は無いものと解釈すべきなのでしょうか？	募集要項のとおりとします。
12	最優秀及び優秀提案を審査するにあたっての評価項目・評価点の基準が記載されていません。公開して頂けないでしょうか？	5月中旬にホームページにて公開します。
13	当施設は1975年竣工とのことですが、社会的問題となっているアスベストは使用されているのでしょうか。万一、ESCO工事に伴いアスベスト対策の必要が生じる場合は、アスベスト対策費は県の負担と考えて宜しいでしょうか？	建設年次から保温材等にアスベストが含有されている設備が想定されます。撤去処理費用は事業者負担とします。具体的な場所及び量については不明です。
14	ESCO工実施に要する光熱水費は無償供与と考えて宜しいでしょうか？	そのとおりです。
15	ESCO工実施に要する現場事務所の設置場所、資材置き場は無償提供されると考えて宜しいでしょうか？	そのとおりです。
16	事業資金計画等において、「本事業必要なESCOサービス料を契約期間にわたり毎年度均等に支払う」との記載がありますが、資金調達を検討するうえで、ESCOサービス料を月払いとしていただくことは可能でしょうか？	原則4回/年以内とします。
17	ベースラインとして設備保守点検業務及び自動制御保守点検業務が含まれていません。万一、メンテナンス不足による設備不具合、若しくは居室環境の不具合が発見され、ESCO実施上、設備不具合改善並びにメンテナンスの継続実施をせざるを得ないと判断された場合、この類のメンテナンス費用はベースラインに追加することが可能でしょうか？	協議事項とします。
18	「平成24年度以降については、前年度までの「実現した削減額－削減予定額」の累積額を当該年度の削減額として算入することができる。」と記載されていますが、他の選択肢として一般的なESCOと同様に削減予定額を上回ったときのESCO事業者へのボーナス（特別報酬）を認めてもらうというスキームは出来ないのでしょうか？	募集要項のとおりとします。
19	「リスクの種類」の「事業の中止・延期」における「周辺住民等の反対による事業の中止・延期」の場合は県と事業者の両者が責任負担となっています。県にて事前にESCO事業調査を実施している経緯を踏まえると県のみ責任に修正すべきと考えますが宜しいでしょうか？	募集要項のとおりとします。

20	<p>金利（市中金利の変動）については、「ESCO導入の手引き（自治体向け）」（経済産業省資源エネルギー庁，財団法人省エネルギーセンター）に記載のとおり，貴県が適正な時点で金利見直しの制度を設けるなど，事業者に配慮していただける（協議事項とする等）ものと解釈してよろしいでしょうか？</p>	<p>募集要項のとおりとします。</p>
21	<p>維持管理費の上昇について，「用途の変更，県の責による事業内容の変更に関するもの」以外の要因によるものは事業者負担とありますが，「ESCO導入の手引き（自治体向け）」（経済産業省資源エネルギー庁，財団法人省エネルギーセンター）に記載のとおり，急激なインフレ等特別な事情がある場合については，貴県と事業者との協議事項とさせていただき解釈でよろしいでしょうか？</p>	<p>著しいものについては協議事項とします。</p>
22	<p>施設の損傷において，「ESCO設備に起因する事故・火災による県施設の損傷」は事業者負担とありますが，「ESCO導入の手引き（自治体向け）」（経済産業省資源エネルギー庁，財団法人省エネルギーセンター）に記載のとおり，「事業者の責めにより，ESCO設備に起因する事故・火災による貴県施設の損傷」を事業者がその経費のもと修復するといった解釈でよろしいでしょうか？</p>	<p>募集要項のとおりとします。</p>
23	<p>電気のCO2排出係数として0.386kg-CO2/kWhと記載されていますが，本施設へ電力を供給している電気事業者の数値（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいた値）としてCO2排出係数を見直していただけることと解釈してよろしいでしょうか？</p>	<p>募集要項のとおりとします。</p>
24	<p>都市ガスのSm3とNm3の換算は1.045Sm3/Nm3と解釈して宜しいでしょうか？</p>	<p>協議事項とします。</p>
25	<p>都市ガスのCO2排出係数として2.24kg-CO2/Nm3と記載されていますが，「ESCO事業調査報告書」では本施設において都市ガスを使用している様子は伺えません。当施設には都市ガスは供給されているのでしょうか？供給されているのであれば，都市ガス会社が実際に供給するガスのCO2排出係数にして頂けないでしょうか？</p>	<p>都市ガスは供給されていません。各種係数は募集要項のとおりとします。</p>
26	<p>灯油冷温水発生機RB-1（冷却：400RT，加熱：1,200Mcal/h）は2009年11月に変更と記載されています。変更とは更新のことを意味しているのでしょうか？</p>	<p>記載のとおりです。</p>